

津山市監査委員告示第9号
令和2年3月27日

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 近 藤 吉一郎

平成28年度、平成29年度及び平成30年度の監査の結果に対して、検討・実施中又は未措置であった事項の取組状況を確認したところ、結果は次のとおりであった。

(単位 件)

区 分	実施年度	対象件数	措置等の状況		
			措置済	検討・実施中	未措置
定期監査	平成28年度	3	2	1	
	平成29年度	3	3		
	平成30年度	10	8	2	
公の施設の 指定管理者監査	平成30年度	4	4		
	合 計	20	17	3	

定期監査 (措置済13件、検討・実施中3件)

平成28年度

【監査対象課名 納税課】

(監査結果報告日：平成29年3月31日)

指摘事項 ①	歳入歳出外現金の預り金及び配当残余金未執行分の納入者及び請求者不明分については、引き続き納入者及び請求者の把握に努められたい。また、未請求者に対しては請求を促して適切な管理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	<p>歳入歳出外現金の預り金、差押金配当残余金の納入者不明分については、平成24年度監査時からの指摘事項であり、引き続き可能な範囲での調査を適宜実行し、把握に努めているが、際立った進展は見られない。</p> <p>この事項については、平成26年度監査報告時に「不当利得返還請求」案件として処理を進め、真摯に対応した結果消滅時効を迎えた場合は、消滅時効時以降に雑入として一般会計に繰り入れることとし、その時期を平成29年3月31日以降のできるだけ早い時期を予定することと回答していたが、弁護士等に再度詳細事項について意見を求めた結果、この事案の歳入歳出外現金の預り金、差押金配当残余金については、「市の不当利得金に該当しない」との意見を得たため、今後の取扱いは、違法な滞納処分があった場合も想定し、国家賠償債務の消滅時効である20年を念頭に、発生から20年経過時以降に雑入として一般会計に繰り入れるという取扱いとするとして、平成28年度監査報告から変更する旨を報告しており、今後もこの措置内容で進める。</p> <p>なお、未請求者に対しては、今後も請求を促し、適切な管理に努める。</p>	

【監査対象課名 農業振興課】

(監査結果報告日：平成29年3月31日)

指摘事項 ②	五輪原高原貸地料の未収金について、平成28年10月に策定された「債権管理適正化に関する基本方針」に基づいて、効果的かつ効率的に、厳正で実効性のある未収金対策に取り組まれない。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	債務者の現況調査の上、債権回収の可能性について検討し、弁護士とも協議した結果、法的にも回収不能と判断し、債権管理条例に基づく債権放棄を平成30年度末に行った。	

【監査対象課名 保健給食課】

(監査結果報告日：平成28年12月9日)

指摘事項 ③	非常勤嘱託員報酬の欠勤による返納金の未収金について、引き続き収入未済額の解消に努められない。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	債権管理室及び顧問弁護士に相談の上、法的手続き開始予告(催告書)の送付、連絡要請書の送付、債権承認書の提出依頼送付を実施してきました。平成31年2月に「債務承認兼履行延期(分割納付)許可申請書」の提出があったため、令和元年6月に履行延期(分割納付)の許可通知、納付書を送付したところ、令和元年9月に10,000円の納付があったが、その後は未納付であるため、「分納不履行通知(法的手続き執行予告)」の送付をしている。今後も債権管理室及び顧問弁護士に相談の上、対応していきます。	

平成29年度

【監査対象課名 健康増進課】

(監査結果報告日：平成30年3月26日)

指摘事項 ④	補助金交付事務については、実績報告書の提出の遅延がみられたので、補助金等交付規則に基づいて事業終了後速やかに実績報告書が提出されるように改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	対象団体へ補助金等交付規則の内容を周知。年度末における速やかな実績報告書の提出の実施を求め、了承を得た。	

【監査対象課名 加茂支所 産業建設課】

(監査結果報告日：平成30年2月23日)

指摘事項 ⑤	加茂堆肥製造施設については、地域の家畜飼養農家から発生する糞尿等を処理し、堆肥として活用することによって、環境問題の解決や農業振興を図る施設として平成8年に設置されているが、近年の畜産農家の廃業等による稼働率の伸び悩みや、施設の老朽化により安定的運営が課題となっている。当該施設の目的、機能、利用実態等を踏まえ、今後の施設のあり方について、鋭意検討されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	管理運営組合（グリーンユニオン加茂（組合員3名））に対し、各組合員が自己処理で対応し、施設を堆肥置き場としてのみ利用するよう運営方法を変更した。 なお、施設については、国庫補助により整備したものであるため、処分が可能になれば譲渡して活用してもらおうこととしている。	

【監査対象課名 久米支所 産業建設課】 (監査結果報告日：平成30年2月23日)

指摘事項 ⑥	久米堆肥製造施設（ゆうきの丘）については、地域の家畜飼養農家から発生する糞尿等処理し、堆肥として活用することによって、環境問題の解決や農業振興を図る施設として平成10年に設置されているが、近年の畜産農家の廃業等による稼働率の伸び悩みや、施設の老朽化により安定的運営が課題となっている。当該施設の目的、機能、利用実態等を踏まえ、今後の施設のあり方について、鋭意検討されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	施設については、利用農家で組織する利用組合の代表者と協議を行い、当面の間存続する方針となった。	

平成30年度

【監査対象課名 観光振興課】 (監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑦	横野の滝休憩所等管理委託の契約期間は4月1日から翌年3月31日までとなっていたが、主な業務である観光期間中の清掃業務が終了したため12月1日付で委託報告書が提出されていた。委託内容、回数、実施時期等については仕様書に明記し、委託先には委託業務全体の完了後、報告書を作成し提出するよう指導するなど、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	令和元年度より、契約期間中の業務内容等を具体的に明記し、委託業務完了後に報告書を作成し提出するよう指導している。	

【監査対象課名 農業振興課】 (監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑧	津山市の公文書と外郭団体の文書が混在していた。また、決裁文書における文書主任の押印漏れ、決裁日等の記入漏れが見受けられた。津山市文書管理規程に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	文書管理規程に基づき、押印漏れ、記載漏れ等是正を行った。	

【監査対象課名 農業振興課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑨	公有財産台帳に図面などの添付が見られなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づいて管理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	イントラGISを活用して図面を作成する等、不足書類を追加し、整備した。	

【監査対象課名 農村整備課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑩	平成29年度に取得した黒木第3キャンプ場バンガロー3棟について、土地(建物)台帳の取得年月日、取得価格の欄が空欄で、図面等が添付されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条の規定に基づいて適正な管理を行われたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	同土地(建物)台帳に、取得日及び取得価格を追記するとともに、図面を添付した。	

【監査対象課名 農村整備課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑪	農道中部台地線支障木等撤去業務委託について、見積書を整備していなかった。津山市契約規則第32条の規定に基づいて契約書の作成を省略した場合は、見積書を整備されたい。また、事業履行に伴うトラブルをなくすためにも、契約内容を口頭でやり取りするだけでなく、書面化し精査するよう改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	津山市契約規則第32条の規定に基づいて契約書の作成を省略した場合は、着手前に見積書を徴収し、書面により契約内容を精査できる体制とした。	

【監査対象課名 スポーツ課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑫	スポーツ課各施設の利用料の支払いは、利用する施設を含め全ての施設で収納することができるが、収納金の金融機関への払込みの方法が施設ごとに異なっていた。具体的には、収納金を直接金融機関へ払い込まず、実際の利用施設へ送っている事例が見受けられた。現金管理のリスクを低減するため、利用料に係る収納金は、収納した施設が一括して直接金融機関へ払い込むように改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	収納金は、収納した施設が一括して直接金融機関へ払い込むように改めた。	

【監査対象課名 スポーツ課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑬	津山総合体育館のトレーニングルームと弓道場の利用料金の領収書が交付されていなかった。津山市会計規則第20条の規定に基づいて適正な事務処理に改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	トレーニングルームについては、岡山県津山体育館条例施行規則第5条の規定に、津山市弓道場については、津山市会計規則第20条第2項第1号の規定に基づき領収書を発行できるよう様式を策定しているところである。	

【監査対象課名 スポーツ課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑭	津山陸上競技場と津山総合体育館に設置されている公金保管用のダイヤル式金庫の鍵の所在が不明であった。ダイヤルだけでなく鍵で施錠できるよう早急に整備し、鍵は各施設の管理者が責任をもって管理されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	岡山県に合鍵作成の承認をいただいております、作成済。ダイヤルについても定期的に変更することを予定している。	

【監査対象課名 スポーツ課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑮	<p>体育施設については、予約システムにより施設使用申請の手続きをしているが、津山市体育施設条例施行規則第2条に規定する施設の使用申請手続きと整合していない。実際の手続きと整合するよう規則の整備をされたい。</p>	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	<p>現在、実際の手続きと整合するよう規則改正を検討中である。</p>	

【監査対象課名 スポーツ課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ⑯	<p>前回の監査において久米総合文化運動公園休憩所は「津山市行政財産使用料徴収条例に基づき使用料を試算すると現行の使用料を大幅に上回るため、同条例の規定に基づき減免協議を行う。」との措置状況であったが、行政財産の使用許可に加えて保証金を納入させている。保証金は貸付契約によって定めるものであり、同条例には根拠がない。公有財産の使用許可及び貸付に係る問題点を整理し、改めて今後の方針を示されたい。</p>	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	<p>方針の策定を検討しているが、過去からの経緯もあり、現在の状況からどのように課題を整理するか検証中である。</p>	

公の施設の指定管理者監査（措置済4件）

監査の対象

対象団体：つやま斎苑管理グループ

施設名：津山市総合斎場・津山市加茂町斎場

所管部署：環境福祉部 環境生活課

監査結果報告日

平成31年3月4日

措置等の内容

【環境福祉部 環境生活課】

指摘事項 ①	指定管理者に市が貸与している備品のうち、既に廃棄されているにも関わらず、市の備品台帳に登録されたままになっているものが見受けられた。備品の帰属に関するトラブルを防止し、適切な管理が行われるよう、備品台帳の整理を行われたい。また、貸与している備品及び斎場で管理している物品については定期的に備品台帳等と照合し、保管状況を明らかにするよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	協定書内で示している備品台帳と斎場保管備品の突合作業を行い、台帳整理済み。備品の確認については、経年劣化等の消耗の度合いを見るのと合わせて数量等の確認を行い、過不足等が生じた際にはその都度報告を行うよう指導済み。	

【環境福祉部 環境生活課】

指摘事項 ②	市から貸与されている備品が故障したため、指定管理者が代替品を購入していたが、故障した備品に貼られていた備品シールを新しく購入した備品に貼り換えており、津山市物品会計規則に基づく事務手続がなされていなかった。指定管理者から備品の異動について報告を受けた際は、廃棄等の手続を適正に行い、購入した物品が津山市物品会計規則第3条に定める備品に該当する場合は、新規に備品登録するよう改められたい。また、貸与している備品について適正な管理がなされるよう指定管理者に指導されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	消耗等により買い換え等が必要な際には事前に市に相談をした上で、買い換えを行った備品については月次報告の際に報告書を添付するよう、指導済み。	

【環境福祉部 環境生活課】

指摘事項 ③	斎場施設・備品等使用料の領収書について、所管部署は、津山市会計規則第20条第2項の規定に基づき、斎場施設・備品等使用許可書の交付をもって領収書に代えているとの見解であった。しかし、指定管理者は領収書の都度、領収書を発行しており、現場の実務と所管部署の見解に相違があることから、領収書の取扱いについて整理されたい。また、許可書を領収書に代えることについては、津山市斎場条例第9条第2項に定める納付の猶予との整合性がとれるようにされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	指定管理者において、発行していた領収書は以後発行せず、許可書に変える事とした。津山市斎場条例第9条第2項に定める納付の猶予との整合性については、納付猶予の申告がなされた時点で施設の利用許可を行い、許可証は交付するが、その時点で許可証に料金未領収 (納付猶予中) と記載し、納付が完了した時点で許可書へ領収印を押す対応とした。	

【環境福祉部 環境生活課】

<p>指摘事項 ④</p>	<p>指定管理者が領収した斎場施設・備品等使用料については、月2回、約10万円を目安に入金するよう所管部署と指定管理者との間で取り決められていた。津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき、現金は収納の日または翌日には指定金融機関に払い込まなければならない。規定に従い入金ができない特別な事情があるならば、津山市会計規則に基づき適正に整理されたい。</p>	
<p>区分 (該当に○印)</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)</p>
		<p>2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)</p>
		<p>3. 未措置 (何もしていない場合)</p>
<p>措置等の内容</p>	<p>施設利用の特性上、施設利用許可及び料金支払後に利用内容変更等による返金の発生が考えられることから、収納後翌日の振込は現実的ではないため、津山市会計規則第24条第2項の規定に基づき、施設利用の金額(時間帯)が確定したものを金額の多少にかかわらず毎週1回月曜日(月曜日が祝祭日の場合は翌営業日)に振込を行うこととした。会計管理者と協議済み。</p>	